

「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

○母子家庭等就業・自立支援事業について（平成20年雇児発第0722003号）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0722003号 平成20年7月22日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0722003号 平成20年7月22日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く就業環境は厳しい状況にある。</p> <p>母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援を総合的に講ずる必要があり、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じた支援策を講ずることが重要となっている。また、父子家庭に対しても子育てや生活面など社会的支援が求められている状況にある。さらに、より身近な地域で支援が受けられる体制の整備が求められている。</p> <p>こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市並びに身近な市等において、個々の母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的にを行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の種類</p> <p>事業の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）</p> <p>(2) 一般市等就業・自立支援事業（以下「一般市等事業」という。）</p> <p>3 実施主体</p> <p>センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、市及び福祉事務所設置町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下「一般市等」という。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く就業環境は厳しい状況にある。</p> <p>母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援を総合的に講ずる必要があり、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じた支援策を講ずることが重要となっている。また、父子家庭に対しても子育てや生活面など社会的支援が求められている状況にある。さらに、より身近な地域で支援が受けられる体制の整備が求められている。</p> <p>こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市並びに身近な市等において、個々の母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的にを行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の種類</p> <p>事業の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）</p> <p>(2) 一般市等就業・自立支援事業（以下「一般市等事業」という。）</p> <p>3 実施主体</p> <p>センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、市及び福祉事務所設置町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下「一般市等」という。）とする。</p>

また、事業の実施に当たっては、都道府県等及び一般市等との共同実施も差し支えない。

なお、これら事業の全部又は一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等へ委託することができることとし、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。

4 対象者

対象者は、母子家庭の母等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）とする。なお、5-(1)-ア、ウ、オの事業及び5-(2)-アにより実施する就業支援事業、就業情報提供事業及び母子家庭等地域生活支援事業については父子家庭の父も対象とする。

5 事業の内容等

(1) センター事業

事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業及び母子家庭等地域生活支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。

ア 就業支援事業

(ア) 就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を運営する上での問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、管内の市町村に赴き、就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な相談支援を行うものとする。（(イ)及び(ウ)においても同様とする。）

a 就業相談は、母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業経営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。

b 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、母子家庭の母

また、事業の実施に当たっては、都道府県等及び一般市等との共同実施も差し支えない。

なお、これら事業の全部又は一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等へ委託することができることとし、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。

4 対象者

対象者は、母子家庭の母等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）とする。なお、5-(1)-ア、ウ、オの事業及び5-(2)-アにより実施する就業支援事業、就業情報提供事業及び母子家庭等地域生活支援事業については父子家庭の父も対象とする。

5 事業の内容等

(1) センター事業

事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業及び母子家庭等地域生活支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。

ア 就業支援事業

(ア) 就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を運営する上での問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、管内の市町村に赴き、就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な相談支援を行うものとする。（(イ)及び(ウ)においても同様とする。）

a 就業相談は、母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業経営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。

b 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、母子家庭の母

等の就業意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ公共職業安定所等が行う就業支援施策を活用することについて、公共職業安定所等へ繋げるなど、公共職業安定所等と連携を図ること。なお、就業に関する相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

- c 就業相談を実施するに当たり、職業紹介を併せて行うことができるよう許可等を受ける等することが望ましいこと。
- d 就業相談に応じた場合には、その内容・助言事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- e 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。
- f 託児コーナーの設置や平日夜間・土日祝日に相談に応じるほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

(イ) 就業促進活動

地域の企業等に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- a 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、母子家庭の母等に対する事業所等の理解を深めるため、母子家庭の母等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。

なお、実施に当たっては、地域企業等により組織される商工会議所等の協力を得る等、効果的・効率的な支援の実施に配慮すること。

- b 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるなど、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努めること。
- c その他、地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

(ウ) 相談関係者の活動支援等

効果的かつきめ細かな支援体制を確保するため、地域の母子家庭等への就業活動を支援する母子自立支援員など相談関係職員に対する情

等の就業意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ公共職業安定所等が行う就業支援施策を活用することについて、公共職業安定所等へ繋げるなど、公共職業安定所等と連携を図ること。なお、就業に関する相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

- c 就業相談を実施するに当たり、職業紹介を併せて行うことができるよう許可等を受ける等することが望ましいこと。
- d 就業相談に応じた場合には、その内容・助言事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- e 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。
- f 託児コーナーの設置や平日夜間・土日祝日に相談に応じるほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

(イ) 就業促進活動

地域の企業等に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- a 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、母子家庭の母等に対する事業所等の理解を深めるため、母子家庭の母等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。

なお、実施に当たっては、地域企業等により組織される商工会議所等の協力を得る等、効果的・効率的な支援の実施に配慮すること。

- b 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるなど、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努めること。
- c その他、地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

(ウ) 相談関係者の活動支援等

効果的かつきめ細かな支援体制を確保するため、地域の母子家庭等への就業活動を支援する母子自立支援員など相談関係職員に対する情

報提供や知識の普及など資質向上のための研修会（以下「地域研修会」という。）の開催、自立困難ケースへの生活支援について関係機関の職員との合同検討会議（以下「合同会議」という。）の開催、具体的・実践的な就業支援策に関する企画立案や地域の実情に応じた意見・情報交換等を行うためのブロック別合同研修会（以下「ブロック研修会」という。）の開催など、相談支援体制の整備等を図るものとし、その実施にあたっては次の事項に留意すること。

- a 地域研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、地元企業やキャリアカウンセラー等の専門家を活用して実施すること。
- b 相談に応じたケースの中には、就業支援のみでは自立を図ることができない様々な問題を複合的に抱えており、重層的な支援策を講じる必要のある場合があることから、こうしたケースへの対応を強化するため、就業関係、福祉関係、保健・医療関係職員などによる合同会議を必要に応じて開催し、共通理解と効果的な支援策について検討すること。
- c 合同会議において検討したケースについて、その結果や効果について合同会議に置いて評価を行い、事例集を作成すること。また、当該事例集については、研修会等で活用する等し、地域での支援に活かすこと。
- d ブロック研修会は、各ブロック別に実施し、各ブロック内のセンター職員や母子自立支援員等が参加するものとし、就業支援策に関する地域の実情に応じた事例検討や意見・情報交換等を行い、各センター事業における就業支援策の推進のために活用すること。

イ 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施にあたっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日に行う等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえ開催する他、次の事項に留意すること。

(ア) セミナーの実施

報提供や知識の普及など資質向上のための研修会（以下「地域研修会」という。）の開催、自立困難ケースへの生活支援について関係機関の職員との合同検討会議（以下「合同会議」という。）の開催、具体的・実践的な就業支援策に関する企画立案や地域の実情に応じた意見・情報交換等を行うためのブロック別合同研修会（以下「ブロック研修会」という。）の開催など、相談支援体制の整備等を図るものとし、その実施にあたっては次の事項に留意すること。

- a 地域研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、地元企業やキャリアカウンセラー等の専門家を活用して実施すること。
- b 相談に応じたケースの中には、就業支援のみでは自立を図ることができない様々な問題を複合的に抱えており、重層的な支援策を講じる必要のある場合があることから、こうしたケースへの対応を強化するため、就業関係、福祉関係、保健・医療関係職員などによる合同会議を必要に応じて開催し、共通理解と効果的な支援策について検討すること。
- c 合同会議において検討したケースについて、その結果や効果について合同会議に置いて評価を行い、事例集を作成すること。また、当該事例集については、研修会等で活用する等し、地域での支援に活かすこと。
- d ブロック研修会は、各ブロック別に実施し、各ブロック内のセンター職員や母子自立支援員等が参加するものとし、就業支援策に関する地域の実情に応じた事例検討や意見・情報交換等を行い、各センター事業における就業支援策の推進のために活用すること。

イ 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施にあたっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日に行う等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえ開催する他、次の事項に留意すること。

(ア) セミナーの実施

- a セミナー講師には、母子家庭の母等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。
- b セミナーの開催に当たっては、次の内容を必要に応じて実施すること。
- (a) 母子家庭の母等への支援策についての情報提供
 - (b) 働くことの意義と適性
 - (c) 就業に向けての生活環境のチェック
 - (d) 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度
 - (e) 企業の求める人材
 - (f) 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等）
 - (g) 体験談、意見交換
 - (h) 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

(イ) 講習会の実施

- a 講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。

- b 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。

(a) 受講旅費の内容

受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下「交通費」という。）及び受講諸費とすること。

(b) 支給対象者

受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。

i 原則として母子家庭の母等であって、配偶者のない女子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかった日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。

ii 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イ（4）

- a セミナー講師には、母子家庭の母等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。
- b セミナーの開催に当たっては、次の内容を必要に応じて実施すること。

(a) 母子家庭の母等への支援策についての情報提供

(b) 働くことの意義と適性

(c) 就業に向けての生活環境のチェック

(d) 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度

(e) 企業の求める人材

(f) 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等）

(g) 体験談、意見交換

(h) 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

(イ) 講習会の実施

- a 講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。

- b 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。

(a) 受講旅費の内容

受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下「交通費」という。）及び受講諸費とすること。

(b) 支給対象者

受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。

i 原則として母子家庭の母等であって、配偶者のない女子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかった日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。

ii 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イ（4）

により職業安定局長が定める額を超えない者であること。

(c) 支給額

交通費(経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)と受講諸費470円との合計額とすること。

(ウ) 託児サービスの実施

講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

- a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。
- d 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

ウ 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な情報提供等を行うものとする。

- (ア) 情報収集、提供に当たっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。
- (イ) 就業支援バンクの開設に当たっては、就業相談や講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。
- (ウ) 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な就業条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。

により職業安定局長が定める額を超えない者であること。

(c) 支給額

交通費(経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)と受講諸費470円との合計額とすること。

(ウ) 託児サービスの実施

講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

- a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。
- d 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

ウ 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な情報提供等を行うものとする。

- (ア) 情報収集、提供に当たっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。
- (イ) 就業支援バンクの開設に当たっては、就業相談や講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。
- (ウ) 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な就業条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。

(エ) 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。

なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。

(オ) 就業に関する情報誌を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。

(カ) 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用して就業中の母子家庭の母等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。

(キ) 収集した情報は、地域の母子・父子家庭への就業活動を支援する母子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習内容に反映させるなどの活用を図ること。

(ク) ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へ母子・父子家庭の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。

(ケ) インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。

(コ) 財団法人女性労働協会「女性と仕事の未来館ホームページ」において、労働条件等に関する電子メール相談を実施しているので、母子家庭の母等に対し適宜、情報提供を行うこと。

エ 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、在宅での就業を希望する者、在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する母子家庭の母同士の情報共有について資するためのサロン事業、在宅就業者として就業を開始してまもない時期において、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする事業など、在宅就業者等に必要な支援を行うこととする。

オ 母子家庭等地域生活支援事業

母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化

(エ) 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。

なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。

(オ) 就業に関する情報誌を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。

(カ) 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用して就業中の母子家庭の母等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。

(キ) 収集した情報は、地域の母子・父子家庭への就業活動を支援する母子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習内容に反映させるなどの活用を図ること。

(ク) ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へ母子・父子家庭の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。

(ケ) インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。

(コ) 財団法人女性労働協会「女性と仕事の未来館ホームページ」において、労働条件等に関する電子メール相談を実施しているので、母子家庭の母等に対し適宜、情報提供を行うこと。

エ 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、在宅での就業を希望する者、在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する母子家庭の母同士の情報共有について資するためのサロン事業、在宅就業者として就業を開始してまもない時期において、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする事業など、在宅就業者等に必要な支援を行うこととする。

オ 母子家庭等地域生活支援事業

母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化

する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。

さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。
- (イ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- (ウ) 事業実施に当たっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- (エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。
- (オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。
なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。
- (カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。
- (キ) 相談の実施に当たっては、平日夜間・土日祝日に相談を実施するほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。

さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。
- (イ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- (ウ) 事業実施に当たっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- (エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。
- (オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。
なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。
- (カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。

(2) 一般市等事業

一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母等が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業とし、その中から、地域の実情に応じ必要な事業を選択して実施することも差し支えない。

イ 都道府県等や近隣の市等と必要に応じ連携を図る、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。

6 関係機関との連携等

都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

7 国の補助

国は、都道府県等及び一般市等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一般市等事業

一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母等が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業とし、その中から、地域の実情に応じ必要な事業を選択して実施することも差し支えない。

イ 都道府県等や近隣の市等と必要に応じ連携を図る、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。

6 関係機関との連携等

都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

7 国の補助

国は、都道府県等及び一般市等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

○ひとり親家庭生活支援事業の実施について（平成15年6月18日雇児発第0618005号）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0618005号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 この事業は、母子家庭及び父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0618005号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 この事業は、母子家庭及び父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的</p>

にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ）又は市町村（特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。）とし、この事業の一部を母子福祉団体、NPO等（以下、「事業実施団体」という。）に委託することができる。

第3 事業の内容等

この事業は、次の1から4の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

1 ひとり親家庭相談支援事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は自身や児童の健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

そのような困難を解決し、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施するものとする。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 相談に応じる者（以下「相談員」という。）にはひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を選定すること。

イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。

また、必要がある場合には、本人の同意を得た上で、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに相談者について情報提供を行うこと。

なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

ウ 相談の実施にあたっては、相談者の来所による相談のほか、必要に応じて出張相談や訪問相談、電話相談などの方法も活用するほか、平日夜間や土日祝日においても相談に応じることのできる体制を整える等ひとり親家庭の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。

エ 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努める

にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ）又は市町村（特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。）とし、この事業の一部を母子福祉団体、NPO等（以下、「事業実施団体」という。）に委託することができる。

第3 事業の内容等

この事業は、次の1から5の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

こと。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。

オ 相談内容・助言等の内容をまとめた相談記録を作成・保管するなど効果的・効率的な実施に努めること。また、相談により得た情報の取扱については、機密保持の十分に配慮すること。

カ 必要に応じて相談を受けているひとり親家庭の児童を相談中に預かる託児サービスを実施すること。

(ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。

(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

2 生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するものとする。また、ひとり親家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

(1) 事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、ひとり親家庭等の生活指導等を行うために必要な、次の講習とする。

(ア) 児童のしつけ・育児に関する講習

(イ) 養育費の取得手続に関する講習

(ウ) 健康づくりに関する講習

(エ) その他、地域において必要と認める講習

イ 生活相談

(ア) 各種講習終了後、1のひとり親家庭相談支援事業の相談員等を活用し、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。

(イ) 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子自立支援等関係者に情報提供しておくこと。

ウ 託児サービス

必要に応じて生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

1 生活支援講習会等事業

母子家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子家庭等の相談に応じるものとする。また、母子家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

(1) 事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、母子家庭等の生活指導等を行うために必要な、次の講習とする。

(ア) 児童のしつけ・育児に関する講習

(イ) 養育費の取得手続に関する講習

(ウ) 健康づくりに関する講習

(エ) その他、地域において必要と認める講習

イ 生活相談

(ア) 各種講習終了後、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。

(イ) 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子自立支援等関係者に情報提供しておくこと。

ウ 託児サービス

必要に応じて生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の親が扶養している児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

生活指導、相談を希望する母子家庭等であって、生活支援講習会の受講

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

- (ア) (1)の「ア」に掲げる各講習会ごとに年2回以上実施すること。
 (イ) 講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められるものとする。

イ 生活相談

- (ア) 生活相談に応じる者は、生活支援講習会の講習内容に関し知識・経験を有し、適切な助言・指導をできる者を選択すること。
 (イ) 生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切な助言を行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。
 (ウ) 生活相談により得た情報の取扱いについては、機密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

- (ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。
 (イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
 (ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。
 (エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

(削除)

及び相談によって、生活の安定を図ることが見込まれると実施主体が認めた者とする。

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

- (ア) (1)の「ア」に掲げる各講習会ごとに年2回以上実施すること。
 (イ) 講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められるものとする。

イ 生活相談

- (ア) 生活相談に応じる者は、生活支援講習会の講習内容に関し知識・経験を有し、適切な助言・指導をできる者を選択すること。
 (イ) 生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切なアドバイスをを行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。
 (ウ) 生活相談の内容は、機密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

- (ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
 (イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
 (ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。
 (エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

2 健康支援事業

(1) 事業内容

母子家庭等については、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難状況にある。こうした負担等が要因となり体調をくずし、生活に困難が生じたり、親子関係に問題が生じるなど精神面の負担・不安が健康面や家族関係に影響し、自立を困難にしていることから、これらの者に対して精神面、身体面の健康管理に必要な助言・指導及び家族関係の調整を行うものである。

(2) 対象者

生活支援講習会の際に精神的、身体的な健康問題について相談した母子家庭等であって、継続的な支援が必要と認められる者とする。

(3) 実施方法等

ア 健康相談に応じる者（以下、「健康相談員」という。）には健康管理等に適切な助言、指導ができる者を選定すること。

イ 健康相談員は、対象者の居宅を個別に訪問し、適切なアドバイスをするとともに、集団指導を行うこと。また、必要に応じて医療機関等関係機関に連絡を取るなど必要な措置をとること。

ウ 健康相談員は、次の事項に留意し、指導等にあたること。

- (ア) 親子の愛着や情緒的な安定、生活の変遷、特有の習慣等を理解した上で、親子の健康状態の把握及び児童の成長・発達のアセスメントを

(削除)

3 児童訪問援助事業(1) 事業内容

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤の緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

行い、健康に留意した働き方の指導、健全な親子関係を育成するための助言など、より健康な生活の維持・継続のために必要な指導を行うこと。

(イ) 相談者本人又は児童の疾病等と生活との関係等について、問題点を認識させ、自己理解を深めるとともに、生活の場において工夫できる内容やそのための取組について具体的に助言すること。

(ウ) 地域内の各種サービスや制度の概要等の情報を収集、整理するとともに、必要に応じてこれらの情報を提供すること。

エ 健康相談員は、相談に応じた場合にはその内容・指示事項等を記載した記録を作成しておくこと。

オ 健康相談員は、相談内容について秘密保持に十分に配慮すること。

3 土日・夜間電話相談事業(1) 事業内容

母子家庭等は、平日や日中などに就業や子育てを抱えているうえ、相談相手を選ぶのに困難な面があることから、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施する。

(2) 対象者

母子家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 相談内容は以下の内容とする。

(ア) 生活一般に関する相談

(イ) 児童のしつけ、育児等に関する相談

(ウ) 養育費に関する相談

イ 電話相談員には、母子家庭等の相談に対して適切な助言・指導をすることができる者を選定すること。

ウ 母子福祉センター等を利用し、平日夜間及び休日に母子家庭等からの相談に対して電話相談に応ずること。

エ 相談者の利便のために、留守番電話装置月の専用電話を設置することが望ましいこと。

オ 相談内容等については、母子家庭等の悩み事等について行うが、より専門的な相談等については、適切な相談機関を斡旋し、円滑な相談指導を行うこと。

カ 電話相談員は、相談日誌等を設け、相談内容の要点を記録し、効果的な実施に努めること。

キ 相談内容については、秘密保持に十分に配慮すること。

4 児童訪問援助事業(1) 事業内容

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤の緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

そこで、ひとり親家庭野路道が気軽に相談することのできる大学生等(以下、「児童訪問援助員(ホームフレンド)」という。)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う。

(2) 対象者

ひとり親家庭の児童を対象とする。

(3) 実施方法等

ア 派遣対象家庭名簿の作成等

(ア) 本事業の実施にあたっては、派遣を希望するひとり親家庭の申請によりあらかじめ派遣対象家庭名簿を作成しておくこと。

(イ) また、派遣対象家庭名簿の適正な管理等に努めること。

イ 児童訪問援助員(ホームフレンド)の登録等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)には、ひとり親家庭の児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者を選定し、登録すること。

(イ) 派遣対象家庭名簿に登載されている家庭から児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣の申し出があった場合には、登録された児童訪問援助員(ホームフレンド)の中から適当な者をその家庭に派遣すること。

(ウ) 当該児童訪問援助員(ホームフレンド)に対し、派遣先の家庭の状況など必要な説明を行った上で、派遣すること。

ウ 実施方法等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は、児童のよき理解者として児童に接し、相談に応じるとともに、生活面での指導を行うこと。

(イ) 派遣は、1日又は半日を単位とし、1回の派遣に要する時間は、それぞれ、概ね8時間又は4時間以内とすること。

(ウ) 派遣日数は、当該児童の状況を勘案して決定すること。

(エ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は活動状況について派遣のつど事業実施団体に報告すること。

(オ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)その他この事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。

(カ) 事業実施団体は、児童を担当している児童訪問援助員(ホームフレンド)に対して指導・監督を行うとともに、専門機関の協力を求め、必要な助言を行うこと。

4 ひとり親家庭情報交換事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が乏しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものである。

(2) 対象者

そこで、ひとり親家庭野路道が気軽に相談することのできる大学生等(以下、「児童訪問援助員(ホームフレンド)」という。)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う。

(2) 対象者

ひとり親家庭の児童を対象とする。

(3) 実施方法等

ア 派遣対象家庭名簿の作成等

(ア) 本事業の実施にあたっては、派遣を希望するひとり親家庭の申請によりあらかじめ派遣対象家庭名簿を作成しておくこと。

(イ) また、派遣対象家庭名簿の適正な管理等に努めること。

イ 児童訪問援助員(ホームフレンド)の登録等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)には、ひとり親家庭の児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者を選定し、登録すること。

(イ) 派遣対象家庭名簿に登載されている家庭から児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣の申し出があった場合には、登録された児童訪問援助員(ホームフレンド)の中から適当な者をその家庭に派遣すること。

(ウ) 当該児童訪問援助員(ホームフレンド)に対し、派遣先の家庭の状況など必要な説明を行った上で、派遣すること。

ウ 実施方法等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は、児童のよき理解者として児童に接し、相談に応じるとともに、生活面での指導を行うこと。

(イ) 派遣は、1日又は半日を単位とし、1回の派遣に要する時間は、それぞれ、概ね8時間又は4時間以内とすること。

(ウ) 派遣日数は、当該児童の状況を勘案して決定すること。

(エ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は活動状況について派遣のつど事業実施団体に報告すること。

(オ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)その他この事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。

(カ) 事業実施団体は、児童を担当している児童訪問援助員(ホームフレンド)に対して指導・監督を行うとともに、専門機関の協力を求め、必要な助言を行うこと。

5 ひとり親家庭情報交換事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が乏しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものである。

(2) 対象者

ひとり親家庭の親を対象とする。

(3)実施方法等

ア 事業実施団体は、事業の実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。

イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。

(ア) 個人の課題の把握と解決に向けた力量形成

(イ) 自己実現のための自己変革への意欲の高揚

(ウ) 良好な人間関係の形成への支援

(エ) 個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援

ウ この事業は、児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。

エ この事業は、年6回程度開催すること。

第4 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

第5 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。

ひとり親家庭の親を対象とする。

(3)実施方法等

ア 事業実施団体は、事業の実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。

イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。

(ア) 個人の課題の把握と解決に向けた力量形成

(イ) 自己実現のための自己変革への意欲の高揚

(ウ) 良好な人間関係の形成への支援

(エ) 個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援

ウ この事業は、児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。

エ この事業は、年6回程度開催すること。

第4 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、母子家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

第5 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。

